

第 5450 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月15日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

## ④ 計画的な贈与は相続税対策になる!?

**Q** : 計画的な贈与は相続税対策になると聞きますが、どのような点に注意していくのでしょうか?

**A** : ポイントは次のような点です。

### 【解説】

一般に贈与税は、相続税より高いといわれていますが、長時間かけて計画的に贈与していけば、相続税の負担は確実に軽減されます。

それは、贈与税の計算方法と相続税の計算方法に違いがあるからであって、特に贈与税の年110万円の基礎控除(非課税)が毎年使えるというのが大きいといえます。

この場合の贈与のポイントは、次のような点になります。

#### ①長期間かけて贈与していく

一度に多額の財産を贈与すると贈与税が高いため、長期間かけて移転していきます。

#### ②分散して贈与する

一人よりも二人、二人より三人に贈与していけば、より多額の財産を移転していくことができます。

#### ③相続税の負担率より低い贈与税の負担率の範囲で贈与する

相続税の負担率を計算して、それより低い範囲で贈与していきます。

#### ④評価が上がりそうな財産を贈与する

評価の上昇が見込まれる財産があれば、それから先に贈与していきます。

